



## 注意事項

※1	各項目のうち、提出書類は1種類で結構です。 チェックシートに記載のない書類で、代替書類として認められるかは、事前にお問い合わせ下さい。 届出者の確認書類などの写し農林課でとることは <b>できません</b> 。 提出された <b>書類は返却しません</b> ので、必要な場合は届出者で写しをとるなどして下さい。
※2	届出者の確認書類は、 <b>同年度内に伐採造林届出</b> を行っており、添付書類として提出済みの場合は、その旨を記載した書面を添付することで代替可能です。 その場合は、 <b>伐採造林届の届出日及び適合通知書の通知日</b> を記載した書面を提出して下さい。
※3	届出者が団体の場合で、団体規則などが無い場合は、 <b>団体代表が個人として届け出</b> して下さい。 その場合の添付書類は個人と同じです。
※4	隣接森林との境界関係書類で、以下の場合には、添付を省略することができます。 <input type="checkbox"/> ①単木的な伐採など境界に隣接しない場合 <input type="checkbox"/> ②境界杭などにより境界が明らかな場合 <input type="checkbox"/> ③誓約書の提出等により、届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合
※5	他法令の許認可関係書類は、他の <b>行政庁の許認可の申請状況を記載した書類</b> を提出して下さい。 ・許認可後の場合は、行政庁が発行した証明書、許認可証の写し ・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 ・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類